第十五条の表の二の項中「（代表者の氏名の変更に係るものを除く。）」を削る。

第十八条第一項第一号イ中「第十四条の十四第三項」の下に「（施行規則第十四条の十五において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「本号」を「この号」に改め、同項第二号イ中「第十四条の十七第三項」の下に「（施行規則第十四条の十八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「書類（」の下に「同項ただし書に該当する者が受ける定期検査にあっては同項第二号の書類。」を加え、「本号」を「この号」に改める。

第二十九条の表の二の項中「（代表者の氏名の変更に係るものを除く。）」を削る。

第三十二条第一項第一号中「書類」の下に「（同項ただし書に該当する者が受ける定期確認にあっては同項第二号の書類）」を加える。

第四十三条の表の二の項中「（代表者の氏名の変更に係るものを除く。）」を削る。

第四十六条第一項第一号イ中「本項」を「この項」に改め、同項第二号中「放射性同位元素によって汚染された物」を「放射性汚染物」に改める。

第五十五条第一項第一号中「連絡先」の下に「並びに事業所等又は事務所の名称及び所在地」を加える。

第五十七条の表の二の項中「（代表者の氏名の変更に係るものを除く。）」を削る。

第七十一条の表の二の項中「（代表者の氏名の変更に係るものを除く。）」を削る。

第百八条中「別記様式第二十五」を「別記様式第二十六」に改め、同条を第百二十二条とする。

第十章を第十一章とする。

第百七条の表の二の項中「第四十一条の三十八」を「第四十一条の四十」に改め、「（代表者の氏名の変更に係るものを除く。）」を削り、同表の三の項中「第四十一条の三十七」を「第四十一条の三十九」に改め、同表の四の項から六の項までの規定中「第四十一条の四十」に改め、同条を第百二十一条とする。

第百六条中「第四十一条の三十八」を「第四十一条の四十」に改め、同条を第百二十条とする。

第百五条中「第四十一条の三十八」を「第四十一条の四十」に改め、同条を第百十九条とする。

第百四条中「第四十一条の三十八」を「第四十一条の四十」に改め、同条を第百十八条とする。

第百三条中「第四十一条の三十七」を「第四十一条の三十九」に、「別記様式第二十四」を「別記様式第二十五」に改め、同条を第百十七条とする。

第百二条中「第四十一条の三十六第二項」を「第四十一条の三十八第二項」に改め、同条を第百十六条とする。

第百一条第一項中「第四十一条の三十六第一項」を「第四十一条の三十八第一項」に、「別記様式第二十二」を「別記様式第二十三」に改め、同条第二項中「第四十一条の三十六第一項」を「第四十一条の三十八第一項」に、「別記様式第二十三」を「別記様式第二十四」に改め、同条を第百十五条とする。

第百条中「第四十一条の三十八」を「第四十一条の四十」に改め、同条を第百十四条とする。

第九十九条第一項中「別記様式第二十一」を「別記様式第二十二」に改め、同条を第百十三条とする。

第九十八条中「第四十一条の三十八」を「第四十一条の四十」に改め、同条を第百十二条とする。

第九十七条中「第四十一条の三十三」を「第四十一条の三十五」に改め、同条第一号ハ及び第二号ロ中「第四十一条の三十八」を「第四十一条の四十」に改め、同条第四号中「第四十一条の三十四第二号」を「第四十一条の三十六第二号」に改め、同条を第百十一条とする。

第九章を第十章とする。

第九十六条の表の二の項中「第四十一条の三十二」を「第四十一条の三十四」に改め、「（代表者の氏名の変更に係るものを除く。）」を削り、同表の三の項から六の項までの規定中「第四十一条の三十二」を「第四十一条の三十四」に改め、同条を第百十条とする。

第九十五条中「第四十一条の三十二」を「第四十一条の三十四」に改め、同条を第百九条とする。

第九十四条中「第四十一条の三十二」を「第四十一条の三十四」に改め、同条を第百八条とする。

第九十三条第一項中「第四十一条の三十二」を「第四十一条の三十四」に、「別記様式第十九」を「別記様式第二十」に改め、同条第二項中「第四十一条の三十二」を「第四十一条の三十四」に、「別記様式第二十」を「別記様式第二十一」に改め、同条を第百七条とする。

第九十二条中「第四十一条の三十二」を「第四十一条の三十四」に改め、同条を第百六条とする。

第九十一条中「第四十一条の三十二」を「第四十一条の三十四」に改め、同条を第百五条とする。

第九十条中「第四十一条の三十二」を「第四十一条の三十四」に改め、同条を第百四条とする。

第八十九条中「第四十一条の三十二」を「第四十一条の三十四」に改め、同条を第百三条とする。

第八十八条中「第四十一条の三十二」を「第四十一条の三十四」に改め、同条を第百二条とする。

第八十七条第一項中「別記様式第十八」を「別記様式第十九」に改め、同条を第百一条とする。

第八十六条中「第四十一条の三十二」を「第四十一条の三十四」に改め、同条を第百条とする。

第八十五条中「第四十一条の二十九」を「第四十一条の三十一」に改め、同条第一号ハ及び第二号ロ中「第四十一条の三十二」を「第四十一条の三十四」に改め、同条第五号中「第四十一条の三十一第二号」を「第四十一条の三十二第二号」に改め、同条を第九十九条とする。

第八章を第九章とする。

第八十四条の表の二の項中「第四十一条の二十八」を「第四十一条の三十」に改め、「（代表者の氏名の変更に係るものを除く。）」を削り、同表の三の項から六の項までの規定中「第四十一条の二十八」を「第四十一条の三十」に改め、同条を第九十八条とする。

第八十三条中「第四十一条の二十八」を「第四十一条の三十」に改め、同条を第九十七条とする。

第八十二条中「第四十一条の二十八」を「第四十一条の三十」に改め、同条を第九十六条とする。

第八十一条第一項中「第四十一条の二十八」を「第四十一条の三十」に、「別記様式第十七」に、「第四十一条の二十六第二号」を「第四十一条の二十八第二号」に改め、同条第二項中「第四十一条の二十八」を「第四十一条の三十」に、「別記様式第十七」を「別記様式第十八」に改め、同条を第九十五条とする。

第八十条中「第四十一条の二十八」を「第四十一条の三十」に改め、同条を第九十四条とする。

第七十九条中「第四十一条の二十八」を「第四十一条の三十」に改め、同条を第九十三条とする。

第七十八条中「第四十一条の二十八」を「第四十一条の三十」に改め、同条を第九十二条とする。

第七十七条中「第四十一条の二十八」を「第四十一条の三十」に改め、同条を第九十一条とする。

第七十六条中「第四十一条の二十八」を「第四十一条の三十」に改め、同条を第九十条とする。

第七十五条第一項中「別記様式第十五」を「別記様式第十六」に改め、同条を第八十九条とする。

第七十四条中「第四十一条の二十七第一項」を「第四十一条の二十九第一項」に改め、同条を第八十八条とする。

第七十三条中「第四十一条の二十八」を「第四十一条の三十」に改め、同条を第八十七条とする。

第七十二条中「第四十一条の二十五」を「第四十一条の二十七」に改め、同条第一号ハ及び第二号ロ中「第四十一条の二十八」を「第四十一条の三十」に改め、同条第四号中「第四十一条の二十六第二号」を「第四十一条の二十八第二号」に改め、同条第五号中「第四十一条の二十六第三号」を「第四十一条の二十八第三号」に改め、同条を第八十六条とする。

第七章を第八章とする。

第七十一条の次に次の一章を加える。

第七章　登録濃度確認機関

（登録の申請）

第七十二条　法第四十一条の二十五の登録の申請をしようとする者は、別記様式第一の申請書に次の書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

一　申請者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ　役員の氏名及び経歴を記載した書類